

# 薩摩川内市の財政健全度を公表します

## 財政健全化法に基づき公表

平成19年6月に公布された法律により、地方公共団体は、毎年度決算に基づき、**財政の健全性に関する指標（健全化判断比率、資金不足比率）**の算定を行い、監査委員の意見を付して議会に報告し、公表することになっております。

財政の早期健全化および財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化を図ることを目的としています。

### ●本市の財政は健全なの？

本市における平成26年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は下表のとおりです。

いずれの比率も、国の示した基準（早期健全化基準および経営健全化基準）を下回っており、健全な状態であるといえます。

しかし、厳しい財政状況に変わりはなく、引き続き、行財政改革を進めていく必要があります。

### ●健全化判断比率って何？

市の財政状況の健全度を表すものです。4つの指標①～④が定められて

おり、それぞれ異なった視点から、財政状況を判断します。

#### ①実質赤字比率

一般会計などの赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率

#### ②連結実質赤字比率

全会計を対象とした赤字額または資金の不足額が、標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率

\*①②は、その年度における一般会計などの収支が赤字なのか、黒字なのかを示します。

#### ③実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金（借入金の返済）などが、標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率（3カ年平均）

\*その年度における税収などの一般財源のうち、借金返済に充てられた額がどの程度なのかを示します。

#### ④将来負担比率

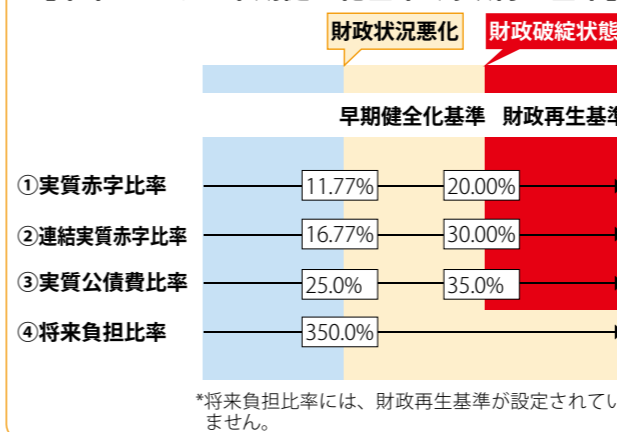
一般会計などが将来返済しなければならぬ実質的な負債が、標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率

いずれも数値が大きいほど、財政状況が悪いことを示しています。

指標	対象範囲	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		一般会計等	全会計	一般会計等	一般会計等
本市	26年度決算	—	—	9.8%	17.5%
	25年度決算	—	—	9.7%	37.7%
財政健全化法に基づく基準（26年度）	早期健全化基準	11.77%	16.77%	25.0%	350.0%
	財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

\*本市の実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため「—」と記載しています。

### 【本市における早期健全化基準・財政再生基準】



財政健全化法には、**早期健全化基準**と**財政再生基準**が定められています。

#### ●早期健全化基準（イエローカード）

4つの健全化判断比率のうち、一つでも「早期健全化基準」を超えた場合は、財政状況が悪化している「**財政健全化団体**」となり、「財政健全化計画」を策定し、計画に従って財政状況を改善しなければなりません。

#### ●財政再生基準（レッドカード）

健全化判断比率のうち、将来負担比率を除く3つの比率のうち、一つでも「財政再生基準」を超えた場合は、財政破綻している「**財政再生団体**」となり、「財政再生計画」を策定し、国の強い関与の下で、計画に従って財政再生を進めなければなりません。

### ◆会計別の資金不足比率

資金不足比率は、資金の不足額の事業規模に対する比率で、市が経営する公営企業の経営状況の健全度を表す指標です。

指標	資金不足比率							
	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率							
内容	簡易水道事業	温泉給湯事業	公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	浄化槽事業	水道事業	
本市	26年度決算	—	—	—	—	—	—	—
	25年度決算	—	—	—	—	—	—	—
財政健全化法に基づく基準（26年度）	経営健全化基準							20.0%

\*本市の資金不足比率は、資金不足額がないため「—」と記載しています。

### ◆健全化判断比率などの算定対象範囲

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計等	↑	↑	↑	↑	
公営事業会計	国民健康保険事業	↓	↓	↓	↑
	国民健康保険直営診療施設勘定				
	介護保険事業				
	後期高齢者医療事業				
	水道事業				
	簡易水道事業				
	温泉給湯事業				
	公共下水道事業				
	農業集落排水事業				
	漁業集落排水事業				
	浄化槽事業				

\*公営事業会計ごとに算定

### 用語解説

#### ■標準財政規模

地方公共団体が1年間で収入できると見込まれる一般財源（使途が限定されない財源）を示したものです。内訳としては、市町村民税、地方譲与税、普通交付税などがあります。

#### ■事業規模

地方公営企業における料金収入などの営業収益の規模

#### ■経営健全化基準

自主的かつ計画的に、公営企業の健全化を図るべき基準  
資金不足比率について定められた数値であり、経営健全化基準以上である場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

